

杏林大学医学研究科 長期履修制度について

1、制度の概要

長期履修制度とは、職業を有している、育児・介護等を行う必要がある等の事情により、標準的な修業年限（4年間）では履修が困難と認められる学生について、標準修業年限を超えた一定の期間に、計画的な履修を認めるものです。

この制度を利用することにより、標準的な修業年限で修了できず結果的に留年する場合と比べて経済的な負担を軽減することができます。

2、期間

長期履修を認めることのできる期間は、最長7年です。在学年限（大学院への在籍が可能となる期間：8年間）は延長されません。

3、対象者

- 1) 職業を有する者
- 2) 育児・介護等の事情を有する者
- 3) その他やむを得ない事情を有し医学研究科長が特に認めた者

4、申請方法

出願時に所定様式を提出してください。

必要に応じて対象者であることの証明書類等を提出いただく場合があります。

※長期履修制度の申込は出願時のみ可能です。

5、授業料

長期履修制度を利用した場合の学納金は以下のとおりです。

	初年度		2年次以降		合計額
	前期	後期	前期	後期	
4年 (標準年限)	650,000円	400,000円	300,000円	300,000円	2,850,000円
5年 (標準年限+1年)	590,000円	340,000円	240,000円	240,000円	2,850,000円
6年 (標準年限+2年)	550,000円	300,000円	200,000円	200,000円	2,850,000円
7年 (標準年限+3年)	540,000円	270,000円	170,000円	170,000円	2,850,000円

※上記以外に学研災加入料が加算されます（在籍期間により金額が異なります）。

※杏林大学の卒業生等は初年度前期学納金のうち、入学金（25万円）が免除されます。

6、期間の変更

長期履修期間の延長又は短縮、取消を在学中1回のみ認めます。ただし、研究スケジュールの遅延等に起因する変更は認められません。また、最終学年在籍者の申請はできません。期間の変更を希望する方は事務担当者まで申し出てください。

例) 期間変更の手続き方法と締切日

「延長」の手続きが必要な場合

5年間で6年間に変更・・・4年次1月末日までに申出

5年間で7年間に変更・・・4年次1月末日までに申出

6年間で7年間に変更・・・5年次1月末日までに申出

「短縮」の手続きが必要な場合

7年間で6年間に変更・・・5年次1月末日までに申出

7年間で5年間に変更・・・4年次1月末日までに申出

6年間で5年間に変更・・・4年次1月末日までに申出

「取消」の手続きが必要な場合

5～7年を4年間に変更・・・3年次1月末日までに申出

7、その他の注意事項

- ①長期履修学生が許可された期間を超えて引き続き在学する場合、標準年限の授業料（半期30万円）を納入する必要があります。
- ②長期履修学生が休学する場合、標準年限の授業料（半期30万円）を納入する必要があります。
- ③長期履修学生が退学する場合、在学した年次に応じて、退学時までに標準年限の授業料との差額を納入する必要があります。
- ④長期履修学生が許可された期間を短縮または取消を行った場合、すでに納入した学研災加入料の差額の返金はできません。
- ⑤長期履修制度を利用した場合、早期修了制度（3年次末での修了）の対象外となり、3年間での修了ができなくなります。予めご承知おきください。

8、問合せ先

杏林大学医学研究科 大学院担当

TEL：0422-47-5511（内線 3211）

Mail：g-medicine@ks.kyorin-u.ac.jp

以上